

議案第8号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(知的障害児施設における使用料等の徴収)</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（次条及び第9条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第21条の6</u>の措置による利用については、この限りでない。</p> <p><u>2 児童福祉法第24条の2第1項に規定する入所等（次条において「入所等」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額以下の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。</u></p>	<p>(知的障害児施設における使用料等の徴収)</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（次条及び第9条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第21条の25第1項</u>の措置による利用については、この限りでない。</p>

3 前2項に規定するもののほか、鳥取県立皆成学園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における使用料及び手数料の徴収）

第8条 短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の6又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 入所等に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、児童福祉法第24条の2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額以下の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。

2 前項に規定するもののほか、鳥取県立皆成学園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における使用料及び手数料の徴収）

第8条 短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の25第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

3 略

4 略

5 前各項に規定するもののほか、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

6 略

（知的障害者更生施設における利用料金）

第9条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2～5 略

2 略

3 略

4 前3項に規定するもののほか、鳥取県立総合療育センターにおける食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

5 略

（知的障害者更生施設における利用料金）

第9条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、児童福祉法第21条の25第1項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

2～5 略

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。